

1 いじめ問題への基本的な考え方

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、本校に在籍する等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS などネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）いじめを生まない、許さない学校づくり

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

（2）生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

（3）教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

（4）保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係外部機関と連携し、一致団結していじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話合い等を通して、規範意識を高める指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者や地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止などのための組織

(1) いじめ防止対策委員会

①設置の目的

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実行的かつ組織的に行うことを目的とする。

②委員会の役割

- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
- ・いじめや、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。

③会議

- ・週に一度の会議を開催する。

④委員構成

いじめ防止対策委員会は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成する。なお、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実状に応じて定める。

4 重大事態に応じた具体的な対策

(1) いじめ未然防止のための取組

- ①いじめ問題に関する年間計指導計画の作成・実行
- ②いじめに関する校内研修の計画・実施
- ③生徒会による主体的な取組への支援
- ④学校評価による検証と基本方針の見直し

(2) 早期発見のための取組

- ①スクールカウンセラーによる1学年全員を対象とした面接の実施、また、必要に応じて個別面接の実施
- ②朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ③ふれあいアンケートや学校独自のこころとからだのアンケート、いじめの実態調査によるいじめに関わる情報の収集
- ④三者面談等での保護者からのいじめの有無の聞き取り。

⑤定期的な個人面談計画

(3) 早期対応の取組

- ①速やかな対応策の検討、実施
- ②被害生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ③加害生徒に対する組織的・継続的な観察、指導
- ④いじめを伝えた生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ⑤関係諸機関との情報共有

(4) 重大事態への対処

いじめにより重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が発生したと認知したとき

- ①板橋区教育委員会への報告と連携
- ②学校調査委員会の設置
- ③被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- ④警察への相談・通報や子ども家庭支援センターなどとの連携
- ⑤加害生徒への懲戒や出席停止の検討
- ⑥いじめ対策緊急保護者会の開催

5 赤塚第一中学校いじめ防止対策

- (1) 年3回以上のいじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を活用した校内研修を実施
- (2) いじめ問題に関わる校外の研修会などへの参加
- (3) 保護者との連携及び啓発の推進
 - ①学校だよりや保護者会などを活用した情報の共有及び啓発の推進
 - ②スクールカウンセラーによる保護者相談の活用
- (4) 地域及び関係機関や団体などとの連携推進
 - ①いじめの対応状況に応じて、警察・子ども家庭支援センター等と連携した対応
 - ②地域の自治会と連携した巡回指導の実施
 - ③地域からの通報や情報提供に対する迅速な対応
- (5) 取り組みに関する点検と改善の方策
 - ①いじめの未然防止等に関する内容を学校評価に入れる。
 - ②学校評価を受けての基本方針の改善を図る。